

新潟市西堀地下駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 22 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 11 号

新潟市西堀地下駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市西堀地下駐車場条例（平成 13 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「における駐車需要に応じ、もって円滑な道路交通の確保」を「の円滑な道路交通を確保するとともに、市民の利便の向上」に改める。

第 1 条の 2 の見出しを「（営業日）」に改め、同条中「の休業日は、1 月 1 日」を「は、無休」に改める。

第 6 条中「規則で定める特別の理由があると認める場合は、その駐車料金の全部又は一部」を「次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める駐車料金の額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車により駐車場を利用する場合 駐車料金の全額
- (2) 国又は地方公共団体の職員が駐車場の付近において防災活動その他の緊急を要する公務を行うため駐車場を利用する場合 駐車料金の全額
- (3) 規則で定める市の施設における用務又はその利用のため駐車場を利用する場合 駐車場に入場後 60 分を経過するまでの間の駐車料金の額
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 その都度市長が定める額

別表第 1 1 の表を次のように改める。

1 時間駐車料金

区分	金額（1台につき）
1 2の項に規定する利用以外の利用	30分までごとに180円
2 夜間における150分を超える利用	900円

備考

- 1 上表中「夜間」とは、午後8時から翌日の午前8時までをいう。
- 2 駐車場の利用時間に30分に満たない端数がある場合は、これを30分に切り上げる。

別表第1 2の表備考1を削り、同表備考2中「に規定する1泊の」を「2の項に規定する利用に係る」に改め、同表備考2を同表備考とし、別表第1 3の表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

共通駐車券料金

区分	金額
30分券	180円を上限として規則で定める額

第2条 新潟市西堀地下駐車場条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び定期駐車券」を削り、同項ただし書を削る。

第4条ただし書中「及び定期駐車券」を削る。

別表第1 3の表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に開始した利用に係る使用料については、第1条の規定による

改正後の新潟市西堀地下駐車場条例別表第1の表及び別表第2の規定にかかわらず、
なお従前の例による。